

4月から国民健康保険制度が変わります

■問い合わせ：保険年金課保険グループ ☎内線 261

現在の国民健康保険は、市町村それぞれが保険者となって収入（保険税や国・県からの補助金など）と支出（加入者の医療費給付など）のやりくりをしています。国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、4月からは県と市町村が共同で運営します。

主な変更点

●被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになります

被保険者証と高齢受給者証が一体化するため、年齢にかかわらず被保険者証の有効期限が**原則 7月31日**となります。平成30年度については、次のように交付します。

▶ 70歳～74歳の方

3月に、有効期間が4月1日～7月31日の被保険者証兼高齢受給者証を交付します。
その後7月に、有効期間が8月1日～翌年7月31日のものを改めて交付します。

▶ 70歳未満の方

3月に、有効期限が平成31年7月31日(予定)の被保険者証を交付します。

●窓口業務は今までどおりです

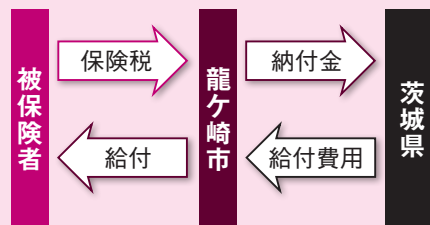
被保険者証の発行、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、特定健診などの保健事業は、従来どおり市が行います。

●高額療養費の多数回該当が通算されます

過去12カ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合、自己負担限度額が引き下げられる制度があります。茨城県内の転居で転居前と同じ世帯の場合は、転居前の該当回数も通算することができるようになりました。

●財政運営の責任主体が茨城県に

財政運営の主体が、市町村から県に変わります。市町村は市町村ごとの医療費や所得の状況に応じて県が決定した「国保事業費納付金」を県に納め、県は保険給付に必要な費用を、市町村に全額支払います。県が主体となることで、市町村の財政は従来と比べて安定します。



保険料（税）について

●平成30年度の保険料（税）

平成30年度の保険料率などは、**平成29年度の税率を据え置きます。**

各市町村の保険料（税）は、茨城県が算出した市町村ごとの納付金額と標準的な保険料（税）を元に、市町村が保険料（税）額を決定します。平成30年度の税額は、市長の諮問機関「龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の意見も伺いながら、県から示された当市の納付金額と標準保険料率などから検討し、据え置くことに決定しました。

●平成31年度以降の保険料（税）

市町村ごとの納付金額と標準的な保険料（税）は毎年算定されます。保険料（税）額についても再検討し、決定します。